

第3回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和3年3月29日

出席者	1. 若杉伸児	2. 森田正春	3. 藤田博文	4. 田野敏広
	5. 中田辰美	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 甲斐奉文
	9. 黒木謙志	10. 菊池勇夫	11. 富井保徳	12. 黒木良昭
	13. 藤本政嗣	14. 中谷茂己		

議事録署名人 4番 田野 敏広 委員 5番 中田 辰美 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和3年第3回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、11番富井保徳委員、12番黒木良昭委員より欠席の届出が出ております。ただ今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和3年第3回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番田野敏広委員、5番中田辰美委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和3年3月29日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>

局長	<p>2 ページをお開きください。議案第 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 25 番から 30 番までの 6 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>4 ページをお開きください。受付番号は 25 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 72 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 77 歳の方です。申請地は、南郷神門字北又江ノ原、田 1 筆、297 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は果樹の作付けとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 4,342 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
中谷委員	<p>14 番、中谷です。譲受人は椎茸の専業農家で、地区のリーダーとしてがんばっている方です。申請地は譲受人の家の前になります。現地確認に行ったのですが、2・3 年耕作してないようで荒れている状態ですが、重機で整備して果樹を作付けするということであります。譲受人には後継者もいますので、後の管理は後継者に任せるといことです。何ら問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 25 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 25 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 26 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>6 ページをお開きください。受付番号は 26 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 48 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 69 歳の方です。申請地は、西郷田代字上之前田他、田 9 筆と畑 3 筆、合計 12 筆の 10,536 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、それぞれ水稻と野菜となっております。</p>

ます。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 11,328 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。譲受人と譲渡人は親子であり、本案件は親子間の贈与になります。早めに生前贈与しておきたいということで、双方に確認をとっております。何の問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 26 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 26 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 27 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 27 番です。申請人の譲受人が、延岡市の 49 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 73 歳の方です。申請地は、北郷入下字西ノ堀、畑 1 筆、3,913 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 8,219 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 4 名となっております。本案件の譲受人は、1 月の総会時に皆さんに農地の斡旋をお願いした方になります。今回の売買で、大体予定していた農地を確保できたと聞いております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲受人は親がシキミを栽培しております。本人は現在会社に勤務しておりますが、ゆくゆくは退職し、シキミの栽培を引き継ぎたいということでした。規模拡大を図るため農地を求めていたところ、今回の申請に至ったということです。特段問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 27 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 27 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 28 番と 29 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号 28 番と 29 番ですが、譲受人が同一でありますのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 60 歳の方です。

受付番号 28 番。譲渡人が、山口県の 77 歳の方です。申請地は、南郷神門字米上、畑 1 筆、128 m²であります。

受付番号 29 番。譲渡人が、美郷町南郷神門の 54 歳の方です。申請地は、南郷神門字米上、畑 1 筆、106 m²であります。

申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 4,002 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

4 番、田野です。譲受人については、去年から少しずつ土地を集め、きちんと整備されとても良い農地になっています。何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 28 番と 29 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 28 番と 29 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 30 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 30 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の農業法人。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 72 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字高鼻、畑 2 筆、970 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は、飼料作物となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 14,195 m²。家畜は雉を 800 羽飼養しています。構成員総数 1 名の労力 1 名となっております。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10 番、菊池です。農業法人の代表はまだ若く、地区の担い手であります。申請地は雉の飼育施設に近く、譲渡人の家から若干遠いため、今回話がまとまったようです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 30 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 30 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 10 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

14 ページをお開きください。議案第 10 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 31 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 31 番です。申請人が、美郷町北郷宇

納間の 56 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字武田之内、田 1 筆、1,215 m²であります。申請の理由は、申請地は、山林に隣接する小区画・不整形な耕作条件の悪い農地のため、杉を植林したいということであります。転用後の用途は山林。転用の時期は、令和 3 年 5 月 1 日着手の 5 月 31 日完了となっております。17 ページが地籍集成図、18 ページが植林計画図、19 ページが航空写真、20 ページが現況写真になります。申請地は保全管理されていますが、河川と山林に囲まれた農地であり、添付された書類から許可相当と判断したところです。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。現況写真を見ていただくとわかるように、山と河川に囲まれているため、申請地に行くには川に道板を掛けて渡っていました。申請人は牛を飼育しておりましたので、飼料作物を作っておりましたが、牛もいなくなり、管理することが困難になったため、杉を植林したいという申請になりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 31 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 31 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

21 ページをお開きください。議案第 11 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 32 番と 33 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

23 ページをお開きください。受付番号は 32 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 76 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原、畑 1 筆、95 m²であります。申請理由は、自宅に隣接する駐車場用地が無く不便なため、駐車場を整備し利便性を確保したいということであります。転用後の用途は、駐車場。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時

期は、令和3年5月1日着手の5月31日完了となっています。24ページが地籍集成図、25ページが計画平面図、26ページが航空写真、27ページが現況写真になります。申請地の周辺には農地は無く、四方を山林と宅地に囲まれています。事業の確実性と添付された書類から、許可相当と判断します。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13番、藤本です。申請地は畑だったとは思えないほど、昔からこの状態でしたので、駐車場として転用することに何の問題もないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号32番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号32番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号33番の説明をお願いします。

事務局員

28ページをお開きください。受付番号は33番です。申請人の譲受人は、美郷町北郷入下の67歳の方。譲渡人は、大分県の61歳の方です。申請地は、北郷入下字大堀、畑1筆、517㎡であります。申請理由は、申請地は山林と宅地に挟まれた小区画・不整形な耕作条件の悪い農地のため、杉を植林したいということがあります。転用後の用途は山林。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、令和3年5月1日着工の5月31日完了となっております。29ページが地籍集成図、30ページが土地利用計画図、31ページが航空写真、32ページが現況写真となっております。隣接する農地については、同意をいただいています。本案件は事業の確実性と添付された書類から、許可相当と判断します。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。申請地は譲受人の家の後ろになります。譲渡人は県外在住で管理が出来ないため、地目を山林に変更したあと、譲受人に売買するということで話は出来ているようです。何ら問題はないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 33 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 33 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました、

局長

続きまして議案第 12 号ですが、林田寿利会長が利用権の設定人となっておりますので、農業委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いいたします。そのことから議長につきましては、規則上会長代理の中田委員をお願いいたします。

<林田寿利会長、退席>

それでは中田会長代理、よろしく申し上げます。

<中田会長代理、議長席へ>

会長代理

それでは、議案第 12 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

33 ページをお開きください。議案第 12 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 34 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

35 ページをお開きください。受付番号は 34 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 67 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 66 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字川原田、田 1 筆、2,199 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 41,954 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用権設定区分は継続となっております。36 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
森田委員	2 番、森田です。利用権を設定する者は、現在大分県で仕事をしており、家には 90 歳の母親しかいない為、田の管理が出来ないので、継続して利用権の設定を受ける者に頼んだ次第です。今まで何の問題もありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。以上です。
会長代理	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 34 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 34 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終了しましたので、林田寿利会長を呼び戻してください。</p> <p><中田会長代理、自席へ></p> <p><林田寿利会長、議長席へ></p>
議長	<p>中田会長代理、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告第 3 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	37 ページをお開きください。報告第 3 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 3 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	38 ページをお開きください。農地改良届出書が提出されましたので報告いたします。届出者・工事施工者は記載のとおりです。改良の内容は、盛土を 1 m 程度約 500 m ³ 行う計画です。改良を必要とする理由ですが、平成 17 年災害時に小丸川の氾濫で浸水した箇所があり、今後の大雨・豪雨時のそれを防ぐためとなっております。盛土の種類は、災害復旧工事の残土を使用します。土地の所在は、南郷神門字米上、畑 4 筆、747 m ² になります。工事予定年月日は、令和 3 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までとなっております。39 ページが地籍集成図、40 ページが農地改良計画図、41 ページが航空写真になります。以上です。

議長	<p>報告ですが、何か質疑はありますか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、報告第 4 号、農地用途変更届について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>42 ページをお開きください。報告第 4 号、農地用途変更届について。農地用途変更届の提出があったので報告する。令和 3 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>43 ページをお開きください。農地用途変更届の提出がありましたので報告いたします。届出者は記載のとおりです。土地の表示は、北郷宇納間字桜ノ森、畑 2 筆、487 m²であります。変更後の用途は、農業用施設用地ということで、農業用倉庫の建築を行うとなっております。隣接する農地の所有者からの同意はいただいています。44 ページが地籍集成図、45 ページが平面図、46 ページが配置図になります。本届出は、農地法の要件を満たしているため受理しましたので報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>報告ですが、何か質疑はありますか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>47 ページをお開きください。諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により美郷町農業振興地域整備計画の変更を行うため、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により変更する農業振興地域整備計画の提出があったので、意見を求める。令和 3 年 3 月 29 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>49 ページをお開きください。美郷町北郷黒木、田の一部 15 m²、携帯電話無線基地局を建築するため、農振農用地からの除外について意見を求めます。農地法より電波法が上位法になるため、県に許可を受けてすでに工事が発注されていると思います。52 ページが農用地利用計画図、53 ページが現況写真になります。</p> <p>50 ページをお開きください。美郷町西郷田代、畑 2 筆、1,384 m²、コミュニティセンターを建設するため、農振農用地からの除外について意見を求めます。老朽化している現在の集会センターが耳川沿いにあり、増水による浸水災害の危険</p>

があるため移転したいということであります。54 ページに農用地利用計画図、55 ページに現況写真、56 ページが計画図、57 ページが平面図となります。本計画変更については、周辺農地に支障を及ぼすおそれがないこと等、法律上の除外要件について満たしているものと認められることから、農用地区域から除外することについて、意見無しとして妥当なものと判断しております。以上です。

議長

何か質疑はありますか。

<なし>

それでは諮問第1号について、美郷町農業委員会において意見無しと認めます。

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和3年第3回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

美郷町農業委員会 委員 中田 辰美

